

随意契約及び比較見積書省略理由書

工事名称 大阪府立狭山池博物館昇降機設備（2号機）補修工事

工事場所 大阪府大阪狭山市池尻中2丁目（大阪府立狭山池博物館）

工 期 契約締結日～令和6年2月29日

工事内容 昇降機設備（2号機）補修工事

業 者 日本オーチス・エレベータ株式会社 西日本支社

業者番号：5748963

住所：大阪府中央区城見2丁目1番61号

随意契約理由

大阪府立狭山池博物館の昇降機設備（2号機製造メーカー：シンドラエレベータ株式会社）については、令和5年1月の保守点検において、部品劣化が確認されたため、現在、安全面の観点から運行を停止しております。当該昇降機の運行再開のためには、部品毎の耐用年数等、技術情報を保持し、かつ部品の供給から設置、昇降機設備の動作確認、復旧までを、一貫して安全に実施可能な業者による補修工事が必須となります。

以上のことから、本補修工事の契約相手方は当博物館昇降機製造メーカーであるシンドラエレベータ株式会社から、同社製昇降機の保守、修理、純正部品供給等の昇降機サービス事業を継承した日本オーチス・エレベータ株式会社に限定され、同社より見積書を徴取し、その結果が予定価格内の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものです。

なお、本補修工事は大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に該当することから、比較見積書の徴取を省略するものとします。